

● 規程改正案の概要

要旨	平成26年度法人の組織の改編等に併せ、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」等の一部改正を行う。
内容	<p>1 組織規程の改正</p> <p>(1)組織及び付随する改編</p> <p>①中央病院がんセンター局及び局長の新設</p> <p>広範囲にわたるがんの包括的診療体制を充実し、がん医療をより一層推し進めていくため、がん診療部門を医療局から分離し、がんセンター局(長)を新設し、化学療法科、放射線診療科、ゲノム解析センター、がん相談支援センター及び緩和ケアセンターを設置する。</p> <p>緩和ケア部門はセンター化し、機能の充実を図る。</p> <p>②中央病院医療局の再編</p> <p>○高齢化社会の進捗に伴い、総合的な診療を行う必要性が高まっていることから、医療局内に総合診療統括部開設部を新設し、総合診療部門の設置に向けた取り組みを行う。</p> <p>○治験管理部門と医療局の連携を深めるため、臨床試験管理室を廃止し、医療局内に臨床試験管理センターを新設する。</p> <p>○センター機能の強化・充実を図るため、救命救急センター統括部に救命救急センターを、周産期センター統括部に周産期センターを設置する。</p> <p>○胃食道肺外科部門の診療機能の強化・充実を図るため、肺外科及び胃食道外科に分離する。</p> <p>○政令で定められた標榜診療科名に合わせるため、病理検査科を病理診断科に改める。</p> <p>③その他</p> <p>○所要の改正を行う。</p> <p>2 管理職員等の範囲を定める規程の改正</p> <p>組織及び職の改編にともない、中央病院に新設されるがんセンター局長及び緩和ケアセンター長を加え、臨床試験管理室長及び緩和ケア推進室長を削除する。</p>
施行期日	平成26年4月1日から施行する。

組 織 規 程 新 旧 対 照 表

新

旧

(病院の組織)

第 1 2 条 中央病院に事務局長、医療局、がんセンター局長、薬剤部、看護部及び医療安全管理室を置く。

(事務局長等)

第 1 6 条 中央病院に、事務局長、医療局長、がんセンター局長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、事務局長次長、副薬剤部長及び副看護部長を、北病院に事務局長を置く。

2 事務局長、がんセンター局長、医療局長、がんセンター局長、薬剤部長、看護部長及び医療安全管理室長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(統括部長)

第 1 7 条 中央病院の医療局に、総合診療統括部部長、内科系診療統括部部長、外科系診療統括部部長、中央診療統括部部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を置き、がんセンター局長にがんセンター統括部長を置く。

2 総合診療統括部部長、内科系診療統括部部長、外科系診療統括部部長、中央診療統括部部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長及びがんセンター統括部長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(部長等)

第 1 8 条 中央病院の医療局に、手術診療部長、放射線部長、検査部長、救命救急センター長及び周産期センター長を置き、がんセンター局長に緩和ケアセンター長を置く。

2 手術診療部長、放射線部長、検査部長、救命救急センター長、周産期センター長及び緩和ケアセンター長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主任医長等)

第 2 0 条 中央病院に主任医長、医長、総放射線技師長、副総放射線技師長、総検査技師長、副総検査技師長、主任看護師長及び看護師長を、北病院に主任医長、医長、薬剤局長、総看護師長、副総看護師長、主任看護師長及び看護師長を置く。

2 主任医長、医長、総放射線技師長、総検査技師長、薬剤局長及び総看護師長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副総放射線技師長、副総検査技師長、副総看護師長、主任看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所掌事務を処理する。

(病院の組織)

第 1 2 条 中央病院に事務局、医療安全管理室、医療局、臨床試験管理室、緩和ケア推進室、薬剤部、看護部を置く。

(事務局長等)

第 1 6 条 中央病院に、事務局次長、医療局長、臨床試験管理室長、緩和ケア推進室長、薬剤部長、看護部長、副薬剤部長及び副看護部長を、北病院に事務局長を置く。

2 事務局長、医療安全管理室長、医療局長、緩和ケア推進室長、薬剤部長、看護部長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(統括部長)

第 1 7 条 中央病院の医療局に、内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長、がんセンター統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長を置く。

2 内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長、救命救急センター統括部長、地域連携センター統括部長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(部長等)

第 1 8 条 中央病院の医療局に、手術診療部長、放射線部長、検査部長を置く。

2 手術診療部長、放射線部長、検査部長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主任医長等)

第 2 0 条 中央病院に主任医長、医長、総放射線技師長、主任看護師長及び看護師長を、北病院に主任医長、医長、薬剤局長、総看護師長、副総看護師長、主任看護師長及び看護師長を置く。

2 主任医長、医長、総放射線技師長、薬剤局長及び総看護師長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副総看護師長、主任看護師長、主任看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所掌事務を処理する。

管理職員等の範囲を定める規程新旧対照表(平成26年4月1日施行分)

新		旧	
別表		別表	
組織上の区分	職又は職員	組織上の区分	職又は職員
本部事務局	事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員	本部事務局	事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員
中央病院	院長 副院長 事務局長 医療局長 がんセンター局長 薬剤部長 看護部長 医療安全管理室長 事務局次長 施設管理幹 課長 統括部長 部長 緩和ケアセンター長 総放射線技師長 総検査技師長 副看護部長	中央病院	院長 副院長 事務局長 医療安全管理室長 医療局長 臨床試験管理室長 緩和ケア推進室長 薬剤部長 看護部長 施設管理幹 課長 統括部長 部長 総放射線技師長 総検査技師長 副看護部長
北病院	院長 副院長 事務局長 課長 薬剤局長 総看護師長 副総看護師長	北病院	院長 副院長 事務局長 課長 薬剤局長 総看護師長 副総看護師長